

## 第4章 保険に関する制度の企画・立案

### 第1節 生命保険をめぐる総合的な検討

#### I 「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」について

(資料4-1-1参照)

近年の生命保険市場の成熟化や我が国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけている。こうした生命保険をめぐる問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが不可欠であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討が行われ、平成13年6月26日に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」(以下「中間報告」という)がとりまとめられた。

#### II 金融審議会第二部会における意見とりまとめ(資料4-1-2参照)

金融審議会第二部会は中間報告を公表し、13年8月末を目処として、その内容について、広く一般から意見を求めた。それを踏まえ、13年9月21日、金融審議会第二部会において「生命保険をめぐる諸問題への対応 ―今後の進め方―」が取りまとめられた。

この中で、保険契約の契約条件変更の制度については、

- ① 制度の導入にあたっては、国民・保険契約者の理解や、生命保険会社のあらゆる経営努力がその前提となること、
- ② 意見募集の結果、各生命保険会社の経営努力の不足等を主たる理由に、制度の導入に反対する意見が多数を占め、各保険会社の経営刷新努力等も現時点では必ずしも明らかではないこと、

を踏まえ、保険契約の契約条件変更の制度導入の環境が整っておらず、まず先に取り組むべき事項が多く存在しており、各保険会社、行政当局による必要な対応を求めることとされた。

#### III 中間報告への対応(資料4-1-3参照)

これらの金融審議会第二部会の取りまとめを踏まえ、当庁において、必要な制度整備につき検討を行った。その検討結果については、14年1月25日に「生命保険をめぐる対応策」として金融審議会第二部会に報告を行った。具体的には、社員配当ルール(いわゆる80%ルール)の弾力化、基金の調達手続の弾力化、ディスクロージャーの充実、総代会制度の改善、企業向け商品の届出制への移行等である。その後、パブリックコメントを経て、必要な府令改正・事務ガイドライン改正等を行った。